

## 概算数量発注要領

### 1 趣旨

この要領は、新発田市が施工する**建設工事**を、設計積算業務及び入札の効率化並びに契約条件の明確化のため、概数で発注する場合に必要な事務の取扱事項を定めるものとする。

### 2 定義

1) 「概数発注」とは、当初設計の数量を概数により積算し、契約後に工事数量の確定を契約変更で行うものをいう。

2) 「概数」とは、次に示すいずれかの方法で算出された工事数量をいう。

イ) 設計図書に示した標準的な横断図から、数量を示しこれにより算出した工事数量

ロ) 主要部分以外が概数の場合

    a) 主要部分の数量が委託設計書等により算出された数量（工事目的物の主要な部分）により、その工事把握できる場合に他の工種について一部概数で算出した設計

    b) 標準的な工法により、設計計上する仮設工に係る工事数量

### 3 適用範囲

対象工事は、設計金額が500万円未満の**建設工事**とする。

### 4 発注設計書の作成

#### 1) 積算

設計書は全体を概数で設計している場合は、当初設計書の鏡用紙に「概算設計（全体）」と表示する。また、一部分に表示している場合は、「一部概算設計（特記仕様書中に本工事内訳表に対象工種を明記）」と表示する。

#### 2) 添付図面

添付する図面は、施工位置図・平面図・縦断図・標準横断図・構造一般図・丈量図等とする。なお、丈量図は施工区域を明確にするためのものである。

#### 3) 数量確定

現地測量結果に基づき、不確定部分の一部又は全部が判明した時点（概ね1ヶ月以内）で、協議書により数量を確定する。施工に当たっては、照査測量に基づく施工図を作成し算出した数量の根拠を明示する。

#### 4) 設計変更

イ) 変更指示書・承諾書・施工図に基づいて、施工業者から提出され出来高図の結果に基づいて、設計変更の手続きを行う。

ロ) 概数と扱った数量の全部又は一部が確定した時点で設計変更をする。

ハ) 設計変更の限度額は、20%以内の範囲内とする。

ニ) 変更理由は、契約約款第19条に基づいた本試行要領で「概算数量発注に基づく変更」あるいは、「概数発注のため〇〇工の $m^3$ を〇〇 $m^3$ に変更」と記載する。

#### 5) 工期の付与日数

通常の標準工期に加え、10日内外の日数を付与する。

### 5 設計図書における施工条件の明示

#### 1) 概数の表示

概数として扱う項目、数量については、特記仕様書で明示する。

## 2) 特記仕様書

概数発注を行う場合は、以下に掲げる事項を特記仕様書で明記する。

イ) 数量一覧表に明示した数量は概数であり、必要に応じて設計変更するものとする。

ロ) この工事においては、設計変更図書の作成を受注者に行わせる。

ハ) 概数として取り扱っている施工は、着手前に施工図を作成し監督員に承認を求める。

数量の確認ができない場合を除き、施工着手前に数量を確定すること。

二) 仮設工の数量は、標準的な工法により算出したものとして取り扱う。

## 6 施工

1) 受注者は、設計図書の照査を契約約款に基づいて照査結果一覧表を作成し、監督員に提出する。

2) 施工着手前に変更指示書が発行され、契約数量が確定した後に工事施工に着手する。

3) 受注者は、設計図書及び必要に応じて施工図面を作成し、監督員の承諾を得て施工する。

附 則

この要領の試行期間は、平成20年4月から3年間とし、平成20年4月1日以降の契約から適用とする。

附 則

この要領の試行期間である3年間は終了し、平成23年4月1日から本格実施とする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。